

公務労協2020春季生活闘争方針

I 情勢の特徴

1. はじめに

東西冷戦構造終焉の誘因となったベルリンの壁崩壊から30年を経て、世界は、グローバル化に対する偏狭なポピュリズムの台頭による社会経済の混乱が一層深刻の度を増し、民主主義の危機を招いている。

2016年6月に行われた国民投票において欧州連合（EU）からの離脱を僅差で決めた英国は、その後3年半にわたり具体的な離脱案をめぐり混迷を続けた結果、2019年12月12日、離脱決定以来二度目となる総選挙を実施した。総選挙の結果は、欧州連合（EU）残留を含めた再度の国民投票の実施を公約に掲げた労働党が大幅に議席を減らした一方、離脱期限（2020年1月末）までの協定締結を掲げた与党・保守党が2017年総選挙において失っていた下院における単独過半数を回復することとなり、英国の民意は、決まらない政治の混乱に終止符を打つ選択を行った。

また、グローバル化に反発する米国民の社会的・政治的な不満を背景として、保護主義や孤立主義的な主張を展開し、オバマケア（医療保険制度改革）廃止・見直し、TPP（環太平洋経済連携協定）離脱、パリ協定（気候変動抑制に関する多国間の国際的な合意）離脱、イラン核合意離脱、メキシコ国境との壁建設など、自国の利益を最優先する「アメリカ第一主義」に立って既存の国際合意や政策の枠組みを否定してきたトランプ大統領の再選が焦点となる米国大統領選挙（2020年11月3日実施予定）は、その結果が、すでに世界経済全体に影響を及ぼしている米中貿易摩擦の行方とともに、安全保障を含め新冷戦とも揶揄される覇権争いを左右することとなる。

一方、2019年7月21日投開票により施行された第25回参議院議員選挙において新風を巻き起こしたといわれる「れいわ新選組」は、金融緩和と積極的な財政出動という経済政策を背景として、財政健全化と後世代への負担を無視した無責任で無秩序な「消費税減税・廃止」を単純化することで、与党を含めた政界全体を席捲している。トランプ米大統領を保護貿易主義や国家主権を政治哲学として掲げる典型的な右派ポピュリストとするなら、既得権益と対立するという共通性を有し、平等と社会正義を主題としていく左派ポピュリズム政党として「れいわ新選組」は対極をなす。そして、同党の動向が、現代の政治システムの欠点である選挙対策のための現在世代の利益優先

と将来世代に及ぼすリスク放置という政治全体の限界において、次期衆議院議員総選挙をはじめとした国政全体に及びかねない影響として懸念される。

公務労協は、このような政治と経済、民主主義そして基盤となる財政をめぐる危機的状況を踏まえ、何より国民生活を支える質の高い公共サービスを実現するため、公務・公共に従事する労働組合としての社会的責任を果たすことを中心的な課題とした春季生活闘争を展開する。

2. 社会・経済情勢等

2019年12月の政府・月例経済報告等に関する関係閣僚会議（2019年12月20日）は、日本経済の基調判断について「先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題を巡る緊張、中国経済の先行き、英国のEU離脱の行方等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要がある。」として、11月の「輸出を中心に弱さが長引いている」から表現を後退させ景気の総括判断を2ヵ月ぶりに引き下げた。一方、米中貿易摩擦の長期化による設備投資の減少を主な要因として、上場企業の2020年3月期の純利益は前期比4%減（製造業12%減、非製造業1%増）と、二期連続の最終減益となる見通しで、わが国経済の停滞・低迷が懸念されている。

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（2018年7月6日公布）に基づく「同一労働同一賃金」の2020年4月からの適用を控え、民間企業における対応の遅れが指摘されている。例えば、日本経済新聞の「社長100人アンケート」（国内主要企業を対象に2019年8月末～9月中旬実施）においては、格差是正に向けた制度の整備等の対応を完了したと答えた企業は4割弱にとどまっており、主に人件費増加への対応が課題となっている。一方、国際的には企業の活動や経営において、雇用における所得格差の拡大による不安と反感の広がりが、重大な社会的リスクを招きかねないという懸念が生じている。英国が2018年7月に改定したコーポレート・ガバナンス（企業統治を執行するための指針で、わが国でも2015年6月に上場企業に適用）においては、欧州連合（EU）からの離脱問題に象徴されるグローバリズムへの批判やエリートへの反感を受け、労働者への配慮と労働者の取締役会等への意見反映が措置されている。このような新たな潮流は、人々の不満と不安を吸収・拡大し選挙に利用するため無責任に焦点と政策を単純化している政治的なポピュリズムが、わが国においても顕在化している状況に対して、具体的・現実的そして社会的な観点から格差問題の解決をはかる動きとして捉える必要がある。また、世界的な投資における行動規

範においても、社会の不安定化が企業や市場経済を揺るがすリスクとして認知されはじめていることにも留意しなければならない。

3. 第200臨時国会以降の政治情勢

2019年11月20日、安倍総理の通算在職日数が2,887日の歴代最長となった。この間、とくに第二次政権の約7年間は、内閣支持率の平均値が50%を超えるとともに、若年層に高い支持を得ているなど、安定した政権運営の基盤を維持してきた。このような長期・安定した政権運営を支えてきた要因の一つは、第一次安倍政権における「戦後レジームからの脱却」を掲げた自らの思想・信条を優先した政権運営の短期間における失速・退陣を踏まえ、第二次政権においては、内閣支持率の安定のための経済を最優先した現実路線への転換にある。そして、世論が共通して指摘する政権長期化の要因である「他に期待できる人や政党がない」という消極的支持は、第25回参議院議員選挙までの国政選挙で自民党の6連勝を許してきた野党の失態とともに、何より民意が失望した「民主党政権の失敗」にあるといわざるを得ない。一方、自ら自民党総裁四選を否定する安倍総理は、最長期化した政権の締め括りを模索していると指摘されるもと、2020年は、内政及び外交、衆議院解散・総選挙、後継問題などの様々な要素が絡み、政権運営は複雑な様相を呈している。

2019年10月4日に開会された第200臨時国会は、野党の会期延長提案の否決、内閣不信任案の未提出という幕切れにより2019年12月9日に閉会したが、為政者の思想・信条に左右されるとともに、衆議院の解散総選挙を控えた野党側の党利党略を鮮明化した国会となった。それは、枝野立憲民主党代表が「二閣僚を事実上の引責辞任に追い込み、桜を見る会の様々な疑惑を浮き彫りにできたのは共同会派の成果だ」と強調した一方、今臨時国会の真の焦点であった国民投票法の改正の審議・採決を与党・自民党が早々に断念したことにより、安倍総理が2019年5月3日の憲法記念日において述べた「2020年の新しい憲法の施行」は、事実上、不可能なものとなったことに象徴されている。

なお、臨時国会に、政府が提出した「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」については、立憲民主党、国民民主党、社会保障を立て直す国民会議、社会民主党による共同会派の設立を踏まえ、前半国会（法案の衆議院審議）においては2019年9月11日に発足した第四次安倍第二次改造内閣における二人の大臣の辞任、後半（同じく参議院審議）は2019年11月8日の参議院予算委員会における日本共産党議員の質疑を発端とする「桜を見る会」問題等、安倍政権のスキャンダルと不祥事を形振り構わず追及し、対決・対立を最優先化した野党側の国会運営に常に翻弄さ

れたものの、2019年11月15日に可決・成立した。

4. 2020年度政府予算案と公務・公共サービスを取り巻く情勢

政府は2019年12月20日、二年連続で100兆円を超え過去最大となる一般会計総額102兆6,580億円となる2020年度当初予算案を閣議決定した。具体的には、歳出において、①診療報酬改定で薬価を引き下げるなど1,200億円を圧縮したものの高齢化による自然増が4,111億円となった社会保障費が35兆8,608億円、②防衛費が8年連続で増え過去最大の5兆3,133億円、③国土強靱化に名を借りた不要不急の事業への充当が懸念される公共事業費が6兆857億円などとなっている。一方歳入については、新規国債の発行額が10年連続で減少し32兆5,562億円としたものの、借換債をはじめとする国債発行総額では対前年度比4兆7,328億円増の153兆4,621億円となっている。また、税収は消費増税により63.5兆円に増加したものの、前提となる成長率を実質1.4%と民間予想を大きく上回る楽観的な見通しにより計上している。これらの結果、次年度予算案における基礎的財政収支は△9.2兆円で前年度と同額となり、財政健全化に対する懸念ばかりでなく短期的な財政の持続性にさえ疑問が呈されている。2020年度予算案は、まさに終期を控えた安倍政権に対するレームダック批判を回避するための予算案であり、国会審議における徹底した議論が必要である。とくに野党には、これまでのような予算と財政よりも政権批判を大衆的に誇示する場としてのスキャンダル追及に明け暮れる予算委員会ではなく、予算と財政に限定した建設的な審議が求められる。

2018年度の地方公共団体普通会計決算(総務省公表概要)は、実質収支が1兆9,828億円の黒字となり、実質収支赤字団体は市町村において1団体(前年度3団体)に減少した。これは、地方交付税の減少に対し地方税等の増加による通常収支分における歳入全体が対前年度4,611億円増(0.5%増)となり、歳出全体は、同じく4,276億円(0.4%増)となったことによる。しかし、目的別の歳出のうち災害復旧費については、2018年度に発生した大阪北部地震、7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震等の対応により、前年度と比べて2,875億円増(64.1%増)となっている。一方、2016年度以降急速に収支が悪化した新潟県の財政状況が、2004年の中越地震など相次いだ自然災害からの復興経費の償還が主な要因となっているとともに、景気回復の恩恵を受けやすい大企業が少ない上に人口減少が深刻な地方圏における歳入全体の構造的な減少傾向が、今後の地方財政の死活を左右することに留意し、あくまで一時的で全体的でしかない健全な地方財政の虚実に関わることなく、災害列島であることを常に念頭に置いた超少子高齢化社会における地方自治体の役割に基づく税財政基盤の確

立という観点からの対応をはかる必要がある。

5. 連合「2020春季生活闘争方針」

連合は、2020春季生活闘争を「総合生活改善闘争」の位置づけのもと、国民生活の維持・向上をはかるため、労働組合が社会・経済の構造的な問題解決をはかる「けん引役」を果たす闘争として、すべての働く者の将来不安を払拭し、「経済の自律的成長」「社会の持続性」を実現するため、分配構造の転換につながり得る賃上げが必要であることを指摘している。また、基本的な考え方において、①「底上げ」「底支え」「格差是正」に寄与する取り組みを強化する観点から、月例賃金にこだわり、賃上げの流れを継続・定着させる、②賃金水準闘争を強化していくための体制整備、③「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現、④働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」等を提起している。

II 基本的な立場と取組の考え方等について

2008年のリーマン・ショックから10年超が経過するもと、各国の金融緩和・低金利政策によりあふれ出た通貨が、株や不動産投資へと向かい、今や世界全体が資産バブル崩壊間際にあるとの指摘がなされている。米国株価は、すでに1929年の大恐慌前、1999年のITバブル崩壊前、2008年のリーマン・ショック前に並ぶ高い水準にあるとの指摘がある。また、中国経済は、リーマン・ショック後の巨額の財政投資による過剰設備と過剰債務が成長を圧迫している。一方、第二次安倍政権におけるわが国経済の状況は、リーマン・ショック後の回復傾向にあった世界経済全体の堅調さに牽引されたものであるといえる。また、アベノミクスによる経済・金融政策は、円安により生産コスト等が上昇したことで物価上昇が先行し、官製春闘などと揶揄された過去6年の賃上げは、物価上昇に追随した結果であるといわざるを得ない。

2020春季生活闘争は、世界経済全体のバブル崩壊が懸念される状況にあるとともに、米中貿易摩擦の長期化による設備投資の減少、さらには一旦は収束の兆しとなったものの今後も偶発的な軍事衝突が発生するリスクが残るトランプ米大統領によるイラン核合意離脱を発端とした中東情勢の緊迫化による景気の悪化が懸念されるもと、安倍政権による税財政措置を担保とした賃上げ要請がすでに限界に達していることを踏まえる必要がある。その意味で、ナショナルセンターとしての真価が問われる連合の春季生活闘争に、これまでに増した結集が求められる。そして、公務員人件費への影響

を含めた政府の全世代型社会保障会議の動向等を注視するとともに、賃金改善の継続を課題とする春季生活闘争の推進にあたっての基本的な立場を以下のとおり設定する。

- 連合傘下の構成組織の集合体として、連合方針に基づく諸活動の推進をはかる。
とくに、連合が提起する「底上げ」「底支え」「格差是正」と「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現に向け、民間構成組織への連帯と支援に全力をあげる。
- 連合方針の実現に向け、協約締結権を有する組合・構成組織の相互の連携を重視し、公務労協全体として重点化した取組を構築する。
- 非現業公務員における勧告制度のもとでの給与・勤務条件決定システムを前提とした対政府・人事院交渉を配置する。
- 引き続き、大規模災害からの復旧・復興・再生に向けて、公務・公共に従事する労働組合としての社会的責任を果たすための対応を継続・強化するとともに、公共サービスの再構築を通じて、国民が安心して暮らすことのできる社会を創造する「2020年良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」を展開する。

また、「増税なき社会保障改革」の名のもとに公務員人件費をはじめとした無原則・無秩序な歳出削減を目的化した財政健全化への政治全体の暴走を警戒し、これに對峙する意味から、2020春季生活闘争の取組の基本的考え方等について、

- 第一に、すべての公共サービス労働者の生活の維持・改善と格差是正をはかること
 - 第二に、現物給付による良質な公共サービスの実現に向けて、その重要性和普遍性を社会的に喚起し、それを支える適正な賃金・労働条件と人員の確保をはかること
 - 第三に、これらの取組を通じて組織の強化・拡大をはかること
- を柱に、組織の総力をあげた取組を展開する。

Ⅲ 重点課題

1. 2020年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの具体化

公共サービス基本法の成立から10年が経過するもと、この間、甚大な自然災害が続発し、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされるなど、国民・住民の安全と安心が常に脅かされてきたことを踏まえ、改めて、国民生活の基盤を担う公共サービスの果たすべき役割とそのあり方を社会的に問い直す必要がある。

一方、昨年の台風19号（千曲川や多摩川といった1級河川などが氾濫し、濁流で民家や周辺道路が冠水）などによる各地の被害について、安倍総理は「これまでの常識を超えた災害に備え、国土強靱化をさらに強化する」（2019年10月31日「国と地方の協議の場」発言）ことを明らかにしている。政府・与党は「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（2018年12月14日閣議決定）の拡充の検討を進めているが、防災・減災に乗じた政権・与党による旧来の利益誘導型公共事業のバラマキという批判と懸念を払拭するとともに、厳しい財政状況のもと後世代にのみ負担を転嫁することのない措置が求められる。また、被災地以外の自治体と職員等の有志的対応により賄われている危険周知と早期避難、救助・救援、生活インフラの確保、被災状況の把握、生活基盤の復旧・復興等に従事する職員の人員・要員不足を解消するための措置を講じる、まさに「コンクリート（公共事業）も人（人員確保等）も」という立場からの対応を進める必要がある。

2020年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンは、災害対策への対応を活動の重点として、具体的には、①国土強靱化や災害対策における公共サービス基本法の理念の対峙と国及び地方自治体における措置の具体化の追求、②国民の生命及び財産を守るとともに、日常生活及び社会生活を円滑に営むために不可欠な公共サービスの重要性に関する社会的な理解の再構築を柱に置くこととする。

なお、2010年春季生活闘争より取組を開始した公共サービス基本条例の制定については、連合の公契約基本法及び公契約条例制定との活動の連携と結集を引き続き重視する。

2020年良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの具体的な取組は、以下のとおりとする。

- ① 活動のスタートとして、「2020年公共サービスキャンペーン開始中央集会」を2月21日に開催する。
- ② 公務労協は、国民生活の安心と安全を支える基盤である公共サービスが、政治的に軽視されている現状を踏まえ、理念と政策が一致する政党との公共サービスの再構築に向けた協議の場の設置を追求するとともに、災害対策における公共サービス基本法の理念と措置の国及び地方自治体における具体化について、連合との連携のもと、通常国会における国会対策をはかる。また、総務省の「被災地方公共団体に対する人的支援の取組」の検証等を行い、災害対策に必要な人員・要員の確保を求めるとともに、被災地以外の自治体と職員等の有志的対応にのみ依拠することのない措置等の検討を進める。
- ③ 地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会は、地方連合会との連携のもと、災害対策を中心とする「公共サービス基本法の理念と措置の具体化」や「公契約

条例、公共サービス基本条例の制定」等を課題として、主体的に創意・工夫ある活動を展開する（活動の宣伝物として、「①中央集会」「②国会質疑」「⑤職場からの意見・要望等を集約・要求化した対政府交渉等」等を記事としたチラシを作成）。

- ④ 各構成組織は、公共サービス基本法第11条において、「従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備」に関し、国及び地方自治体に対して努力義務が課されていることに基づき、組織内外の関係労働者の勤務条件や労働環境の具体的な改善について、2020春季生活闘争における労使交渉の重点課題として取り組む。
- ⑤ 東日本大震災から8年以上が経過し、2020年度末までの復興期間が残すところ僅かとなるもと、政府が決定（2019年12月20日閣議決定「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」）した復興庁設置期間の10年延長及び東日本大震災復興特別会計の継続等について、現場で従事する職員の意見・要望等が反映された復興の継続がはかれるよう、大規模災害被災関係地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会との連携のもと、昨年につき直接職場からの意見・要望等の集約を行い、これを要求化した対政府交渉・政党要請等を実施する。

2. 2020年通常国会対策と政策制度要求の実現に向けた取組

第201通常国会の政府提出予定法律案に、公務員の定年引上げに関する「国家公務員法等の一部を改正する法律案」等が登録されたことを踏まえ、「着実かつ確実な早期実施」を基本とした国会対策をはかることとする。

すべての働く者の「底上げ・底支え」「格差是正」との運動の両輪として、①企業間における公正・適正な取引関係の確立、②税による所得再分配機能の強化、③すべての人が安心して働き暮らせるよう、社会保障制度の充実・確保（年金、医療・介護、子ども・子育て支援など）、④労働者保護のための消滅時効改正、⑤意欲ある高齢者が安心して働くことのできる環境整備、⑥改正法の施行を見据えた女性活躍推進とハラスメント対策、⑦教育の機会均等実現に向けた教育の無償化・奨学金の拡充等、連合が提起している政策・制度課題について、諸行動への積極的な参加等の取組を進める。

3. 公務員制度改革と労働基本権確立の取組

ILO条約勧告専門家委員会報告（2019年2月8日）が求めた再度の日本政府報告が、2019年9月10日に行われた。連合は、付記した意見書において「ILO第87号条約に関するダブルフットノート案件（例年5～6件程度で総会・基準適用委員会にお

ける個別審査が確定)」に指定するよう要請しているが、その結果となる次回ILO条約勧告専門家委員会報告（2020年2月公表予定）の内容等に留意し、2020年第109回ILO総会の基準適用委員会における個別審査の実現（全体24件で、ダブルフットノート案件以外は最終的に労使代表の協議等により特定）に向けて、連合とともに国内外の対策を強化する。

IV 賃金・労働条件に関する課題と統一要求基準

1. 賃金・労働条件の改善等

(1) 「政治」の公務員給与等への介入排除と公務員給与の社会的合意の再構築

無原則・無秩序に歳出削減を目的化した財政健全化へと、政治全体が暴走することを常に警戒するとともに、「政治」の公務員給与等に対する介入を排除しながら、労使合意に基づく賃金・労働条件の決定を追求する。また、公務員給与に対する社会的合意の再構築に向けて、連合と連携するとともに、使用者責任を追及しながら取り組む。

(2) 公務・公共部門労働者の賃金水準の引上げ等

2020春季生活闘争の賃金要求については、連合の春季生活闘争方針や民間組合の要求動向を踏まえ、定昇・賃金カーブ維持相当分の確保をはかった上で、賃金の引上げを求める要求を設定することとする。具体的には、「公務・公共部門労働者の賃金を引き上げること」を基本に、関係当局にその実現を求める。なお、民間組合の交渉・妥結結果を踏まえ、給与勧告制度が適用される職員の勧告期要求については、高齢世代をはじめとする賃金カーブへの影響等を熟慮するとともに、初任給を中心とする若年層における民間賃金との格差を解消し最低賃金を実態的にみたます措置または配分についての検討と議論を開始する。

2. 非常勤職員等の待遇改善と雇用確保

(1) 各構成組織は、本年も必ず関係当局に対して非常勤職員等に関わる要求（(ア)非常勤職員の賃金・労働条件に関する悉皆調査の実施、(イ)均等待遇を実現するため「時給1,100円以上」を確保、(ウ)雇用の安定的確保、(エ)諸休暇の円滑な取得保障と一層の改善など）を提出し、交渉を実施する。あわせて、同一労働同一賃金に関する法整備を踏まえ、職場における雇用形態間の不合理な労働条件の点検・改善に取り組む。また、公務・公共部門の役割を認識し、連合や地方連合会など

が提起する「雇用形態間格差是正を求める取り組み」などを全力で進める。

- (2) 政府に対して、非常勤職員の雇用・身分等の差別的取扱いを解消するため、国家公務員の非常勤職員制度を法律上明確に位置付けるとともに、勤務条件等については地方公務員の非常勤職員を含めて、均等待遇の原則に基づいて関係法令、規則等を適用することを求めて取り組む。給与については、①国家公務員の非常勤職員における府省間の格差是正と国としての統一的な水準の設定等を求める、②地方公務員の非常勤職員は、会計年度任用職員における期末手当等の支給状況を踏まえ、勤勉手当をはじめとする諸手当の支給に向けて必要な法制度等の改正に取り組む。また、休暇制度については、無給休暇の有給化とともに、ボランティア休暇等の適用等一層の改善を求める。

3. 雇用と年金の確実な接続

公務員の段階的定年引上げの実現について、2017年以降の政府・人事院そして自民党において、具体化に向けた検討等が進められてきたこの機会を逸することなく、第201通常国会を法制度措置における最終の機会という立場から、実現を最優先とした対政府・国会対策等に全力を傾注する。

4. 労働時間等の短縮等

- (1) 労働時間の短縮、休暇・休業制度等の改善・拡充をディーセント・ワーク及びワーク・ライフ・バランスの確保に向けた課題として位置付け、年間総労働時間1,800時間、本格的な短時間勤務制度の実現などを求め、取組を進める。
- (2) 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」及び「改正人事院規則15-14」等を踏まえた超過勤務の縮減状況の総点検を行い、その実効性を質すとともに、改めて超過勤務の縮減を着実に具体化する取組を再強化する。また、超過勤務手当の全額支給をはかる。

5. 男女共同参画社会の実現

「女性活躍推進法公務部門に関する施行後3年の見直しの方向性」(2019年1月「女性活躍推進法公務部門に関する検討会」策定)において、「現状からもう一步踏み込んだ実効性の高い行動計画の策定を推進する必要」が指摘されていることに対して、引き続き、①募集・採用・配置・昇進における男女間格差の是正、②結婚・妊娠・出産・育児・介護などを理由とする不利益取扱いの一掃、③男性の育児休業・介護休暇取得の促進等を、職場と家庭そして社会を基盤に置いた取組として推進する。

6. ハラスメント対策

公務職場等におけるパワー・ハラスメント対策については、労働政策審議会雇用環境・均等分科会の「職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針」に関する経過等を踏まえ、人事院等に対して、少なくとも民間と同等の定義とするとともに、公務におけるカスタマーハラスメントへの対応を追求する。また、紛争解決について民間に措置された紛争解決機能と実質的に同等な「紛争解決」のための手段となるよう体制整備等、必要な措置を求める。

7. 公共サービス基本法に基づく適正な労働条件の確保等

各構成組織は、同一労働同一賃金原則に基づく非常勤職員等の待遇改善をはかるため、公共サービス基本法第11条に基づく「従事する者の適正な労働条件その他の労働環境の整備」に関する要求を関係当局に提出する。

8. 統一要求基準（案）について

以上の考え方を踏まえ、賃金・労働条件に関わる公務労協としての2020春季生活闘争の統一要求基準（案）を以下のとおりとする。

<2020春季生活闘争の賃金・労働条件等に関する統一要求基準(案)>

(1) 賃金水準の引上げ等について

- ① 2020年度の公務・公共部門労働者の賃金を引き上げること。
- ② 公務員給与のあり方に対する社会的合意を得るよう、使用者責任を果たすこと。

(2) 非常勤職員の雇用確保と待遇の改善について

- ① 非常勤職員の雇用・身分等の差別的取扱いを解消するため、国家公務員の非常勤職員制度を法律上明確に位置づけることとし、勤務条件等については地方公務員の非常勤職員を含めて、均等待遇の原則に基づいて関係法令、規則等を適用すること。
- ② 非常勤職員の待遇を抜本的に改善すること。2020年度については、「時給1,100円以上」を確保すること。
- ③ 非常勤職員の休暇制度等については、常勤職員との均等待遇をはかるとと

もに、無給休暇を有給化すること。

(3) 雇用と年金の接続について

- ① 公務員の段階的な定年引上げについて、着実かつ確実な早期実施をはかること。
- ② 定年引上げまでの間は、2013年の閣議決定等に基づき、フルタイムを中心とする職員の希望通りの再任用等を実現するとともに、高齢期の生活を支える給与と適切な労働条件を確保すること。

(4) 労働時間等について

- ① 公務・公共部門労働者のディーセント・ワーク及びワーク・ライフ・バランスを確立するため、(ア)年間実総労働時間1,800時間への短縮、(イ)本格的な短時間勤務制度の実現、などを図ること。
- ② 超過勤務命令の上限規制が法令により措置されたことを踏まえた、超過勤務縮減の実績等を検証するとともに、これを踏まえて必要な対応策を講じること。また、超過勤務手当を全額支給すること。

(5) 障害者雇用について

障害者雇用については、関係閣僚会議において決定された取組の実現に向け、雇用される障害者が安心・安定して職務に従事するための職場環境の整備や職員全体に対する理解の促進をはかること。

(6) 男女平等の実現について

公務・公共部門における男女共同参画促進に向け、①募集・採用・配置・昇進における男女間格差の是正、②結婚・妊娠・出産・育児・介護などを理由とする不利益取扱いの一掃、③男性の育児休業等の促進、などをはかること。

(7) ハラスメント対策について

ハラスメントの防止について、一層有効な対策を着実に実施すること。なお、パワー・ハラスメントの対策については、民間の法制度施行に遅れることのないよう措置すること。

(8) 公共サービスに従事する者の適正な労働条件の確保等について

公共サービス基本法第11条に基づく「従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備」について、具体的な措置を講じること。

V 2020春季生活闘争の具体的進め方

1. 要求提出等

- (1) 公務員連絡会 2月中下旬
- (2) 独立行政法人等関係組合 3月上旬までに提出
- (3) 公務員の使用者としての政府と公務労協との労使関係を確立するため、政府・官邸との交渉・協議を追求する。

2. 具体的な取組と行動日程

- (1) 1月29日に地方公務労協、地方連合会官公部門連絡会担当者への方針説明会を開催する。
- (2) 2月21日に、2020春季生活闘争及び2020良い社会をつくる公共サービスキャンペーンの活動のスタートとして、「2020春季生活闘争・2020公共サービスキャンペーン開始中央集会」を開催する。
- (3) 公務員連絡会・独立行政法人等関係組合は、要求提出以降、各々に交渉・行動及び山場の設定をはかるとともに、取組の連携を強化する。
- (4) 日本郵政グループ労働組合（JP労組）の春季生活闘争について、情報交換等を通じた取組の連携をはかることとする。
- (5) 連合及び地方連合会が主催する諸集会・行動に積極的な参加をはかることとする。

VI 2020春季生活闘争の経費と分担金

分担金総額を7,141,000円とし、各構成組織の具体的な分担金額及び経費については別紙のとおりとする。